

東広島農業振興地域整備計画変更理由書

広島県 東広島市

1 整備計画（案）

「農用地利用計画」について、除外・編入の変更を行う。

別紙のとおり

2 変更理由

経済事情の変動により必要が生じたため、関係する事項について変更を行う。

- 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更のうち、**分家住宅、共同住宅、駐車場、保育所**については、農振法第13条第2項に掲げる要件をすべて満たしている土地である。**変電所用地**については、農振法第10条第4項に該当する土地である。法務局照会による非農地回答分については、法第10条第3項5号に該当しなくなった土地である。
- 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するために行う農用地区域の変更については、農振法第10条第3項第5号に該当する土地である。

(1) 農用地利用計画について

- 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について（別紙1）
別紙1のとおり
- 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について（別紙2）
別紙2のとおり
- 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更について（別紙3）
該当なし

(2) 農業生産基盤の整備開発計画について

該当なし

(3) 農用地等の保全について

該当なし

(4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について

該当なし

(5) 農業近代化施設の整備計画について

該当なし

(6) 農業を担うべき者の育成及び確保の施設の整備について

該当なし

(7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画について

該当なし

(8) 生活環境施設の整備計画について

該当なし

3 添付図面

土地利用計画図（付図1号）

注)

- 「整備計画案」には、変更整備計画の概要を記述し、変更案を添付する。
- 「変更理由」には、最初に総括的な変更理由について記述するとともに、次の項目ごとに具体的な変更理由を記載すること。農用地利用計画については別紙1、2、3を作成し、添付すること。
- 「添付図面」は、変更前の整備計画に添付している土地利用計画図のうち、当該変更に係る部分を明示して提出するものとする。

農用地利用計画の変更について

(1) 第1項 土地利用区分の方向 第2号農業上の土地利用の方向 ア 農用地等利用の方針 に掲げる表について、次のとおり変更する。

変更前

単位:ha

区分	農 地			採 草 放 牧 地			農 業 用 施 設 用 地			計			山林・原野等	
	地区名	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
旧東広島	2326.39	2,326.39	0.0	-	-	-	-	16.67	16.67	0.0	2,343.1	2,343.1	0.0	0.0
西条(A)	809.88	809.88	0.0	-	-	-	-	5.14	5.14	0.0	815.02	815.02	0.0	0.0
八本松(B)	375.22	375.22	0.0	-	-	-	-	2.34	2.34	0.0	377.55	377.55	0.0	0.0
志和(C)	377.69	377.69	0.0	-	-	-	-	5.39	5.39	0.0	383.08	383.08	0.0	0.0
高屋(D)	763.61	763.61	0.0	-	-	-	-	3.80	3.80	0.0	767.41	767.41	0.0	0.0
黒瀬(E)	516.67	516.67	0.0	-	-	-	-	1.21	1.21	0.0	517.88	517.88	0.0	0.0
福富(F)	480.27	480.27	0.0	3.78	3.78	0.0	-	7.54	7.54	0.0	491.59	491.59	0.0	0.0
豊栄(G)	810.90	810.90	0.0	-	-	-	-	3.69	3.69	0.0	814.58	814.58	0.0	0.0
河内(H)	678.56	678.56	0.0	-	-	-	-	2.11	2.11	0.0	680.66	680.66	0.0	0.0
安芸津(I)	386.19	386.19	0.0	-	-	-	-	7.18	7.18	0.0	393.38	393.38	0.0	0.0
計	5,198.98	5,198.98	0.0	3.78	3.78	0.0	-	38.40	38.40	0.0	5,241.16	5,241.16	0.0	0.0

変更後

単位:ha

区分	農 地			採 草 放 牧 地			農 業 用 施 設 用 地			計			山林・原野等	
	地区名	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
旧東広島	2,324.80	2,324.80	0.0	-	-	-	-	16.67	16.67	0.0	2,341.47	2,341.47	0.0	0.0
西条(A)	808.42	808.42	0.0	-	-	-	-	5.14	5.14	0.0	813.56	813.56	0.0	0.0
八本松(B)	375.21	375.21	0.0	-	-	-	-	2.34	2.34	0.0	377.55	377.55	0.0	0.0
志和(C)	377.39	377.39	0.0	-	-	-	-	5.39	5.39	0.0	382.78	382.78	0.0	0.0
高屋(D)	763.77	763.77	0.0	-	-	-	-	3.80	3.80	0.0	767.57	767.57	0.0	0.0
黒瀬(E)	516.43	516.43	0.0	-	-	-	-	1.21	1.21	0.0	517.64	517.64	0.0	0.0
福富(F)	479.99	479.99	0.0	3.78	3.78	0.00	-	7.54	7.54	0.0	491.31	491.31	0.0	0.0
豊栄(G)	809.51	809.51	0.0	-	-	-	-	3.69	3.69	0.0	813.19	813.19	0.0	0.0
河内(H)	677.59	677.59	0.0	-	-	-	-	2.11	2.11	0.0	679.70	679.70	0.0	0.0
安芸津(I)	384.84	384.84	0.0	-	-	-	-	7.18	7.18	0.0	392.02	392.02	0.0	0.0
計	5,193.15	5,193.15	0.0	3.78	3.78	0.00	-	38.40	38.40	0.0	5,235.33	5,235.33	0.0	0.0

(2) 第2項 農用地利用計画について、別紙1に掲げる土地を除外する。

(別紙1) R7.9月受付分

ア 農用地区域からの除外

位置番号	地区記号	位置			現況地目	用途区分	面積(m ²)	変更後の土地利用計画(m ²)					変更後の農地区分	理由 (農地転用目的及び除外要件の判断を含めて記入すること)	
								公共用地	山林原野	工場敷地	住宅敷地	その他			
1	A	西条町	御薗宇	字上長者	3390番	田	田	2012.00					2,012.00	1	事業の拡大に伴う駐車場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
2	A	西条町	吉行	字浜田	907番 2 の一部	田	田	400.01				400.01		1	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
3	A	西条町	寺家	字後谷	2516番	田	田	764.00				764.00		1	自己の事業用地として除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
4	A	西条町	寺家	字後谷	3228番 1	田	田	1094.00					1,094.00	1	事業の拡大に伴う駐車場確保のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
5	A	西条町	寺家	字前谷	2690番	田	田	1483.00	1,483.00					1	既存の保育所の老朽化に伴う建て替えを目的とする施設整備のための除外。周辺農地への影響はなく、法第13条第2項を満たす。法第15条の2第8項の法定協議済み(協議不調)
5	A	西条町	寺家	字前谷	2692番	田	田	1039.00	1,039.00					1	
6	A	西条町	寺家	字前谷	2691番	田	田	1360.00	1,360.00					1	
7	A	西条町	寺家	字前谷	2693番	田	田	1950.00	1,950.00					1	
8	C	志和町	志和東	字中原	4681番 1	田	田	1005.00	1,005.00					1	電気事業法による送電事業等の用に供する電気工作物設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。
9	C	志和町	志和東	字中原	4682番 1	田	田	1875.00	1,875.00					1	電気事業法による送電事業等の用に供する電気工作物設置のための除外。周辺農地への影響も軽微であり、法第10条第4項に該当する。
10	C	志和町	別府	字郷野坪	1864番 4 の一部	田	田	119.42				119.42		1	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
11	E	黒瀬町	切田	字長後迫	173番 1 の一部	畠	畠	350.00				350.00		1	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
12	G	豊栄町	乃美		3453番 3	田	田	308.00				308.00		1	親族の住宅建設のため除外。代替すべき土地もなく、周辺農地への影響は軽微であり、法第13条第2項を満たす。
13	A	西条町	吉行	字澤	295番 1	畠	畠	1216.00		1,216.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
14	A	西条町	福本		505番 1	田	田	142.00					142.00	-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
15	A	西条町	田口	字一ツ橋	10752番 2	田	田	3092.00					3,092.00	-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
16	B	八本松町	原		4495番 1	畠	畠	29.00					29.00	-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
17	D	高屋町	稻木		679番	畠	畠	35.00					35.00	-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
18	D	高屋町	小谷		2317番 1	田	田	2014.00	2,014.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
19	E	黒瀬町	津江	字御堂反	1434番	畠	畠	175.00		175.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
20	E	黒瀬町	津江	字張枕	3461番 1	田	田	830.00		830.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
21	E	黒瀬町	津江	字張枕	3461番 3	田	田	9.43		9.43				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
22	E	黒瀬町	津江	字張枕	3462番 1	田	田	177.00		177.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため

位置番号	地区記号 区域番号	位置				現況地目	用途区分	面積(m ²)	変更後の土地利用計画(m ²)					変更後の農地区分	理由 (農地転用目的及び除外要件の判断を含めて記入すること)
									公共用地	山林原野	工場敷地	住宅敷地	その他		
23	E	黒瀬町	津江	字張枕	3462番 3	田	田	61.00	61.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
24	E	黒瀬町	津江	字張枕	3462番 4	田	田	275.00	275.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
25	E	黒瀬町	津江	字張枕	3462番 5	田	田	4.86	4.86					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
26	E	黒瀬町	津江	字張枕	3462番 6	田	田	2.93	2.93					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
27	E	黒瀬町	津江	字張枕	3463番 1	田	田	419.00	419.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
28	E	黒瀬町	津江	字張枕	3463番 3	田	田	111.00	111.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
29	F	福富町	久芳	字赤羽根	1838番	田	田	1992.00	1,992.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
30	F	福富町	久芳	字赤羽根	1839番 1	田	田	569.00	569.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
31	F	福富町	久芳	字赤羽根	1839番 2	田	田	237.00	237.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
32	G	豊栄町	安宿		2111番 5	畠	畠	43.00				43.00	-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
33	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 4	田	田	1,234.00	1,234.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
34	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 5	田	田	1,134.00	1,134.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
35	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 7	田	田	859.00	859.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
36	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 8	田	田	520.00	520.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
37	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 11	畠	畠	703.00	703.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
38	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 12	田	田	370.00	370.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
39	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 13	田	田	618.00	618.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
40	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 19	田	田	430.00	430.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
41	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 20	田	田	554.00	554.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
42	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 21	田	田	641.00	641.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
43	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 22	田	田	523.00	523.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
44	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 23	田	田	559.00	559.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
45	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 27	田	田	610.00	610.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
46	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 28	田	田	548.00	548.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため

位置番号	地区記号 区域番号	位置				現況地目	用途区分	面積(m ²)	変更後の土地利用計画(m ²)					変更後の農地区分	理由 (農地転用目的及び除外要件の判断を含めて記入すること)
									公共用地	山林原野	工場敷地	住宅敷地	その他		
47	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 29	田	田	438.00	438.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
48	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 30	田	田	701.00	701.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
49	G	豊栄町	清武	字宮ヶ谷山	2442番 32	田	田	813.00	813.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
50	G	豊栄町	清武		4027番 1	田	田	991.00	991.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
51	G	豊栄町	清武		4033番 1	田	田	1303.00	1,303.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
52	H	河内町	入野	字産湯川	276番 3	畠	畠	123.00					123.00	-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
53	H	河内町	河戸	字渡条	658番 1	田	田	1038.00	1,038.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
54	H	河内町	河戸	字渡条	658番 2	畠	畠	135.00	135.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
55	H	河内町	入野	字森木矢	4865番 2	畠	畠	29.00					29.00	-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
56	H	河内町	入野	字中之谷	5547番	田	田	331.00	331.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
57	H	河内町	入野	字中之谷	5548番	田	田	247.00	247.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
58	H	河内町	入野	字中之谷	5550番	田	田	311.00	311.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
59	H	河内町	入野	字北迫	7479番	田	田	1500.00	1,500.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
60	H	河内町	入野	字北迫	7481番 1	田	田	2222.00	2,222.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
61	H	河内町	入野	字北迫	7489番 1	田	田	1803.00	1,803.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
62	H	河内町	入野	字北迫	7490番	田	田	1398.00	1,398.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
63	H	河内町	入野	字東山	12139番 104	畠	畠	499.00					499.00	-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
64	I	安芸津町	風早	字梅ヶ谷	2432番	畠	畠	290.00	290.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
65	I	安芸津町	風早	字梅ヶ谷	2433番	畠	畠	85.00	85.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
66	I	安芸津町	風早	字梅ヶ谷	2440番	畠	畠	561.00	561.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
67	I	安芸津町	風早	字梅ヶ谷	2441番	畠	畠	561.00	561.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
68	I	安芸津町	風早	字梅ヶ谷	2443番	畠	畠	112.30	112.30					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
69	I	安芸津町	風早	字梅ヶ谷	2444番	畠	畠	320.00	320.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため
70	I	安芸津町	風早	字梅ヶ谷	2457番	畠	畠	261.00	261.00					-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため

位置番号	地区記号 区域番号	位置				現況地目	用途区分	面積(m ²)	変更後の土地利用計画(m ²)					変更後の農地区分	理由 (農地転用目的及び除外要件の判断を含めて記入すること)	
									公共用地	山林原野	工場敷地	住宅敷地	その他			
71	I	安芸津町	風早	字梅ヶ谷	2460番	畠	畠	323.00		323.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
72	I	安芸津町	風早	字梅ヶ谷	2461番	畠	畠	49.00		49.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
73	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2468番 3	畠	畠	72.00		72.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
74	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2487番 2	畠	畠	1304.00		1,304.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
75	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2487番 11	畠	畠	2591.00		2,591.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
76	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2487番 13	畠	畠	271.00		271.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
77	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2487番 16	畠	畠	314.00		314.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
78	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2487番 25	畠	畠	446.00		446.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
79	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2488番 9	畠	畠	109.00		109.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
80	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2488番 23	畠	畠	191.00		191.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
81	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2489番 17	畠	畠	271.00		271.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
82	I	安芸津町	風早	字西ノ谷	2490番 1	畠	畠	1,018.00		1,018.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
83	I	安芸津町	風早	字笹原	2609番 4	畠	畠	1,322.00		1,322.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
84	I	安芸津町	風早	字笹原	2609番 5	畠	畠	99.00		99.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
85	I	安芸津町	風早	字灘山	10612番 2	畠	畠	946.00		946.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
86	I	安芸津町	風早	字灘山	10612番 6	畠	畠	1,151.00		1,151.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	
87	I	安芸津町	風早	字大芝	10869番	畠	畠	909.00		909.00				-	法務局照会による非農地回答に伴い法第10条第3項5号に該当しなくなったため	

位置番号	地区記号 区域番号	位置	現況地目	用途区分	面積(m ²)	変更後の土地利用計画(m ²)					変更後の農地区分	理由由 (農地転用目的及び除外要件の判断を含めて記入すること)				
						公共用地	山林原野	工場敷地	住宅敷地	その他		理由別面積(m ²)				
合計					(26,063.01) 61,954.95	(8,712.00) 8,712.00	(12,495.00) 44,203.52		(1,472.01) 0.00	(3,384.00) 1,941.43		理由別面積(m ²)				
						田 45,041.65	(24,576.01) 8,712.00	(8,712.00) 28,398.22	0.00	(1,472.01) 1,591.43	(3,248.00) 6,340.00	市街化区域等	0.00	林業計画	0.00	
						畠 16,913.30	(1,487.00) 0.00	(1,351.00) 15,805.30	0.00	0.00 350.00	(136.00) 758.00	工場事務所用地	0.00	資材置場	0.00	
						樹園地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	公共的施設用地	(8,712.00) 8,712.00	太陽光発電設備	0.00	
						採草放牧地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	一般住宅	(1,472.01) 1,941.43	駐車場用地	(3,106.00) 3,106.00	
						混牧林地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	農家住宅	0.00	その他	(278.00) 3,992.00	
						農業用施設用地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	集落介在農地等	0.00			
						計	(26,063.01) 61,954.95	(8,712.00) 8,712.00	(12,495.00) 44,203.52	0.00	(1,472.01) 1,941.43	(3,384.00) 7,098.00	耕作不適地	(12,495.00) 44,203.52	合計	(26,063.01) 61,954.95

※変更後の農地区分は次のとおり。(例:甲種農地=甲, 第1種農地=1, 第2種農地=2, 第3種農地=3)

基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で()書きする。

(別紙2) R7.9月受付分
農用地区域への編入

位置番号	地区記号	位置	登記地目	面積(m ²)	編入後の用途区分(m ²)						理由(編入基準の判断も含めて記入すること)	
					農地			採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地		
88	D	高屋町 造賀 7040番 1	田	3,672.00	3,672.00	3,672.00	0.00	0.00	0.00	0.00	中山間地域等直接支払制度の受益地とするための編入。 法第10条第3項第5号の要件を満たしている。	
合計				農地	3,672.00	3,672.00	3,672.00	0.00	0.00	0.00	0.00	理由別面積(m ²)
				田	3,672.00	3,672.00	3,672.00	0.00	0.00	0.00	0.00	農業用施設用地 0.00
				畠	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	土地改良等事業計画地区 0.00
				樹園地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	道路沿線等未編入農用地 0.00
				採草放牧地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	都市計画見直し 0.00
				混牧林地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	農工導入その他各種施設用地見直し 0.00
				農業用施設用地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	開発可能地 0.00
				山林原野等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	その他 3,672.00
				計	3,672.00	3,672.00	3,672.00	0.00	0.00	0.00	0.00	計 3,672.00

(別紙 3) R7.9月受付分

農用地区域内の用途区分の変更

位置番号	地区記号 区域番号	位置	用途区分	面積(m ²)	変更後の用途区分(m ²)					理由(用途区分の変更要件の判断も含めて記入すること)	
					農地	田	畑	樹園地	採草放牧地	混牧林地	
		該当なし									
合計			農地	0.00						0.00	
			田	0.00						0.00	
			畑	0.00						0.00	
			樹園地	0.00						0.00	
			採草放牧地	0.00						0.00	
			混牧林地	0.00						0.00	
			農業用施設用地	0.00						0.00	
			計	0.00						0.00	